

全国自治体病院協議会
災害時医療機関相互支援ネットワーク設置要綱

(目的・設置)

第1条 公益社団法人 全国自治体病院協議会（以下「全自病協」という）は、地震・津波・台風等による災害発生並びに新興感染症等の感染拡大時において、会員病院間の災害時医療機関相互支援体制を構築することを目的に本ネットワークを設置する。

(ネットワークの活動)

第2条 前条に定めた目的を達成するため、次に掲げる活動を行う。

- (1) 支援内容・手順の協議
- (2) 組織体制の構築
- (3) 国及び地元自治体との連携と確認
- (4) 支援に要する経費と保険の確認
- (5) その他必要とされる事項

(ネットワークの構成)

第3条 本ネットワークは、全自病協会員施設のうち、本ネットワークの趣旨に賛同した施設で構成する。

(ネットワークの組織)

第4条 本ネットワークに次の組織をおく。

- (1) 運営委員会
- (2) ブロック会議
- (3) 都道府県支部

2 全国自治体病院協議会事務局を本部事務局とする。

(その他)

第5条 この要綱に定めるもののほか、本ネットワークの運営に関し必要な事項は運営委員会において協議する。

附 則

この要綱は、令和3年6月24日から施行する。